

令和5年度厚生労働科学研究費補助金（長寿科学政策研究事業）

総括 研究報告書

地域リハビリテーションの効果的な提供に資する指標開発のための研究

研究代表者

菊地 尚久 千葉県千葉リハビリテーションセンター センター長

研究要旨

令和4年度は都道府県の地域リハビリテーション支援体制（以下、『リハビリテーション』と『リハ』と略す）の実施状況と市町村地域リハ活動支援事業の実施状況の関係性、および市町村の介護予防事業における地域リハ支援体制の活用状況を確認した。さらにそれらの結果と都道府県のリハ支援センターからの情報提供をもとに抽出した11市町村および3県のリハ支援センターへのヒアリングを実施し、その結果から市町村の介護予防事業支援に効果的な都道府県の地域リハ支援体制の活動指標チェックリスト案を作成した。

令和5年度の本研究は、令和4年度に作成した地域リハ支援体制の活動指標チェックリスト案を用い、都道府県の地域リハ支援体制の実態を把握し、市町村支援が良好に行われていると回答した県の地域リハ支援体制における共通項目を抽出することで、活動指標チェックリスト案の修正を行うこと。さらに、その市町村支援が良好に行われていると回答した県に立地する市町村に対して、介護予防事業に関わる地域リハ支援体制の活用状況や期待する内容を把握し、修正した地域リハ支援体制の活動指標チェックリスト案の有用性を検討すること。そして、都道府県担当者、リハ支援センター、広域支援センター、市町村等の職員を対象としたヒアリングを実施し、地域リハ支援体制活動指標チェックリストの完成版作成し、それを用いて改めて全国地域リハ支援体制の実態を把握するとともに、その結果をWEBサイトで公開することを目的として実施した。

これらの調査やヒアリングを通し、活動指標チェックリストとしては「連携」「つながり」「人材」また「リハ支援センター」「広域支援センター」「協力機関」等の名称についての定義づけを明確にすることが求められ、各機関等の機能・役割について一律な「あり方」を問う活動指標チェックリストでは利用が難しい等の意見が集約された。

これらに基づき市町村の介護予防事業の支援を実施するために、地域リハ支援体制として最低限必要であると考えられる機能・役割の有無を確認し、その上でその機能・役割をどの機関が担当しているのかを確認する形式に活動指標チェックリストを修正し、現時点における完成版とした。これを用いて把握した全国の都道府県の地域リハ支援体制の現状をホームページで公開した（<https://sites.google.com/view/cbr-kourou2022-2023>）。

A. 研究目的

本研究において、令和4年度は都道府県の地域リハビリテーション支援体制（以下、『リハビリテーション』をリハと略す）の実施状況と市町村地域リハ活動支援事業の実施状況の関係性と、市町村の介護予防事業における地域リハ支援体制の活用状況を確認した。さらにそれらの結果と都道府県リハ支援センターからの情報提供をもとに抽出した11市町村と3県のリハ支援センターへのヒアリングを実施し、その結果から市町村の介護予防事業支援に効果的な都道府県の地域リハ支援体制の活動指標チェックリスト案を作成した。

令和5年度の本研究は、令和4年度に作成した地域リハ支援体制の活動指標チェックリスト案を活用し、都道府県の地域リハ支援体制の実態を把握し、市町村支援が良好に行われている都道府県の地域リハ支援体制における活動指標チェックリスト案の共通項目を抽出すること。そして、その調査で抽出された都道府県に立地する市町村に対して、介護予防事業に関わる地域リハ支援体制の活用状況や期待内容を把握し、修正した地域リハ支援体制の活動指標チェックリスト案の有用性を検討すること。さらに、都道府県担当者、リハ支援センター、広域支援センター、市町村等の職員を対象としたヒアリングを実施し、地域リハ支援体制活動指標チェックリストの完成版作成し、それを用いて改めて全国地域リハ支援体制の実態を把握するとともに、その結果をWEBサイトで公開することを目的として実施した。なお、研究実施にあたり日本リハビリテーション病院・施設協会の協力を得て実施している。

B. 研究方法

①地域リハ支援体制の活動指標チェックリスト案を活用した都道府県の地域リハ支援体制の実態の把握と活動指標チェックリスト案の有用性の確認と修正

研究代表者の菊地尚久と研究分担者の田中康之を中心に、研究者が所属する千葉県を除く46都道府県の地域リハビリテーション支援体制に関わる担当課および22都道府県のリハ支援センターを対象に調査票調査を実施した。

②市町村介護予防事業等における地域リハ支援体制の活用状況の把握と修正した地域リハ支援体制の活動指標チェックリスト案の有用性の確認

研究分担者の五百川和明と田中康之を中心に、研究①により抽出した、地域リハ支援体制として県とリハ支援センターの両者が介護予防事業支援について市町村との関係が「良好または比較的良好」と回答した5県に立地する163市町村と、地域リハ支援体制は無いがリハ専門職の職能団体の協力を得て市町村支援を行っている2県に立地する50市町村の合計213市町村を対象に調査票調査を行った。

③地域リハ支援体制に関わる活動指標チェックリストの完成に向けたヒアリングの実施

研究分担者の鈴木英樹と田中康之を中心に、地域リハ支援体制を既に実施もしくは今後実施予定である都道府県担当者、リハ支援センター、広域支援センター、市町村等の職員を対象に、これまでの研究に関わる

報告会を実施し、研究①②にて修正した活動指標チェックリスト案に関するグループヒアリングを実施した。

④活動指標チェックリストを活用した地域リハビリテーション支援体制の実態把握とそのWEB公開

研究分担者の田中康之、五百川和明、鈴木英樹を中心に、研究③により完成した活動指標チェックリストを用いて都道府県の地域リハビリ支援体制の主管課を対象とした調査票調査を実施し、その結果についてホームページを作成し掲載した。

C. 研究結果

①地域リハビリ支援体制の活動指標チェックリスト案を活用した都道府県の地域リハビリ支援体制の実態の把握と活動指標チェックリスト案の有用性の確認と修正

都道府県の地域リハビリ支援体制の実態の把握を行った結果、都道府県の地域リハビリ支援体制に関わる担当課とリハビリ支援センターの両者が、介護予防事業支援において、市町村との関係性が良好または比較的良好と回答した5県を抽出し、活動指標チェックリスト案の中から主に5県中4県の県とリハビリ支援センターの両者が該当した項目を地域リハビリ支援体制として必ず有すべき構造や役割・機能として抽出し、活動指標チェックリスト案の修正を行った。

なお、この5県の特徴は

- ・ 県として、県リハビリ支援センターと地域リハビリ支援体制の機能・役割を明文化し、共有する機会を設け、意見交換をする機会がある。

- ・ 県地域リハビリ協議会が設置され、医師会・歯科医師会・理学療法士会・作業療法士会・言語聴覚士会が構成団体となっている。
- ・ 地域リハビリ支援体制について県リハビリ支援センターから県へ提言できる関係である。
- ・ リハビリ専門職の職能団体と県リハビリ支援センターとの役割分担を職能団体が確認できていること。

②市町村介護予防事業等における地域リハビリ支援体制の活用状況の把握と修正した地域リハビリ支援体制の活動指標チェックリスト案の有用性の確認

地域リハビリ支援体制がある県の163市町村からは77市町村(47%)、ない県の50市町村からは29市町村(58%)、合計106市町村(50%)から回答が得られた。その結果、地域リハビリ支援体制にはリハビリ専門職の人材確保に関わることについて大きな期待があるが、それ以外のこととして事業運営に関わる計画や評価に関する事、関係機関同士やリハビリ専門職同士のつながり作りに関する事、そして他の市町村との情報交換に関わる事など、幅広い機能・役割を期待されており、活動指標チェックリストとしてそれらが把握できることが望ましいことが確認された。

③地域リハビリ支援体制に関わる活動指標チェックリストの完成に向けたヒアリングの実施

ヒアリングの結果、活動指標チェックリスト案に利用していた「連携」「つながり」「明確」「共有」「理解」「人材」また「リハ

支援センター」「広域支援センター」「協力機関」等の名称についての定義を明確にすることが求められた。また、現在地域リハ支援体制の整備に取り組んでいる場合、設置している各機関の機能・役割や保健所等や市町村との関係性が既に構築されている等の理由から、各機関等の機能・役割や関係性を一律な「あり方」として問う活動指標チェックリストでは利用が難しい等の意見が集約された。これらに基づき活動指標チェックリスト案を修正し、現時点における完成版を作成した（資料1）。

④活動指標チェックリストを活用した地域リハビリテーション支援体制の実態把握とそのWEB公開

研究者が所属する千葉県を除く46都道府県中28件（60%）から回答を得た。現時点における完成版の地域リハ支援体制活動指標チェックリストそして本研究で把握した各都道府県の地域リハ支援体制の現状についてホームページを作成し公開した。

<https://sites.google.com/view/cbr-kourou2022-2023>

D. 考察

地域リハ支援体制は平成12年3月に厚生労働省老人保健福祉局長通知として発出された「地域リハビリテーション推進事業実施要綱」に基づく国が行う補助事業として開始された。その後、平成18年度から都道府県単独事業に改変され、令和3年度にその指針が改定された。したがって、平成12年度当初からこの地域リハ支援体制の整備を推進している都道府県では既に24年が経過している。

また、市町村介護予防事業の取組みも既に長期間を経ている。リハ専門職の活用を推進した地域リハ活動支援事業が国から打ち出された2013年からも10年以上を経過している。

これまでの地域リハ支援体制に関わる議論では、その体制の構造に関わる協議会や都道府県、リハ支援センター、広域支援センター等の有無を確認が優先され、その上で各機関の機能・役割を確認することが多く、令和4年度に本研究で作成した活動指標チェックリスト案においても同様な建付けとなっていた。

今回完成版とした活動指標チェックリストでは、市区町村の介護予防事業の支援のために地域リハ支援体制として最低限必要であると考えられる機能・役割の有無を確認し、その上でその機能・役割を担う機関はどの機関なのかを確認する形式とした。

このことにより、都道府県の地域リハ支援体制の実態が見えやすく且つ他の都道府県の体制と比較をしやすくなったと考えられる。

E. 結論

2年間の成果として地域リハ支援体制の活動指標チェックリストを完成した。また、それを活用して把握した全国の都道府県の地域リハ支援体制の現状をホームページで公開した。

<https://sites.google.com/view/cbr-kourou2022-2023>

その調査で得られた地域リハ支援体制の実施状況とホームページ公開内容例を資料2、3として添付した。

今後は定期的に調査を実施し、ホームページの情報を更新すること、必要に応じて活動指標チェックリストの内容の修正を行うこと、更には活動指標チェックリストの活用方法などの普及を通し、市町村支援により有用な地域リハ支援体制の構築に寄与することとする。

F. 健康危険情報

無し

G. 研究発表

無し

H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得

無し

2. 実用新案登録

無し

地域リハビリテーション支援体制 活動指標チェックリストについて

1. 目的

- ・ この活動指標チェックリストは、市区町村が実施する一般介護予防事業等を効果的に実施するための都道府県地域リハビリテーション支援体制のあり方を確認し、また他の都道府県の取組みを共有することを目的としています。

2. 作成背景

- ・ この活動指標チェックリストは、厚生労働科学研究費補助金「地域リハビリテーションの効果的な提供に資する指標開発のための研究」にて実施した令和4年度の10市町村と3県のリハビリテーション支援センターのヒアリングと令和5年度の全国都道府県およびリハビリテーション支援センター、そして7県213市町村を対象とした調査票調査の結果、そしてその報告会参加者からの意見を基に作成しました。

3. 用語の定義

- 地域リハビリテーション支援体制（以下、地域リハ支援体制と略します）
 - ・ 2021年5月17日 老老発 0517 第1号 厚労省老人保健課長発「『地域リハビリテーション推進のための指針』の改定について」に基づき、実施主体は都道府県の事業です。市区町村で実施する地域リハビリテーション活動支援事業ではありません。
 - ・ 「地域リハ支援体制」とは、この指針に書かれているように「地域包括ケアシステムの構築かつ市町村の一般介護予防事業を中心とした地域支援事業の充実・強化のための体制の整備を図る」ためのものとしします。
- リハビリテーション専門職（以下、リハ専門職と略す）
 - ・ 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士を総称して「リハ専門職」とします。

4. 活用時の留意点

- ・ この活動指標を確認・回答するのは、都道府県の地域リハ支援体制に係わる主管課担当者および都道府県リハビリテーション支援センター担当者です。地域リハ支援体制を検討する協議ツールとしてもご活用ください。
- ・ 文言の解釈判断に迷う場合は関係者で協議をして「この文言について私たちはこのように定義づけをしよう」とその解釈を決めていただいで結構です。
- ・ この活動指標には、より効果的に市区町村の介護予防事業の支援を実施するため

の地域リハ支援体制に最低限必要であると考えられる機能・役割をまとめてあります。これらの機能・役割について地域リハ支援体制として設置されているどの機関が担当しているのかを検討・確認するためのチェックリストとしてご活用ください。

- ・ 但し、この活動指標項目が必要十分条件ではありません。地域リハビリテーション支援体制や介護予防事業は、都道府県や市区町村の実情の応じ多種多様です。各項目を一つの目安として、関係者同士の議論の素材としてご利用ください。
- ・ 地域リハビリテーション支援体制が無い都道府県の場合、今後その体制を整える際の目安としてお使いください。
- ・ 本来、地域リハビリテーション支援体制は介護予防事業支援のためだけのものではないこと、その活動を担うのは理学療法士、作業療法士、言語聴覚士だけではないことは理解をしておりますが、この活動指標はこの両者に焦点を絞っています。もちろん発展的にこれを他事業や他職種に利用していただいても構いません。

5. 情報共有について

- ・ 回答をご提出いただきましたら、その結果を取りまとめWEBサイトで公開をさせていただきます。
- ・ 今後、1年ごとに情報提供のお願いをする予定です。

●参考資料（この活動指標チェックリストを活用する際に参考となる資料です）

- ・ 一般社団法人 日本リハビリテーション病院・施設協会. 令和2年度老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業「地域包括ケアシステム構築に向けた地域リハビリテーション支援体制整備マニュアル」
<https://www.rehakyoh.jp/wp/wp-content/uploads/2021/04/r02roukenmanual.pdf>
- ・ 厚生労働省. 令和6年3月全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料 老人保健課
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38293.html
- ・ 老老発 0517 第1号 令和3年5月17日 厚生労働省老健局老人保健課長「地域リハビリテーション推進のための指針」の改定について
www.rehakyoh.jp/wp/wp-content/uploads/2021/05/20210519mhlw_cbr.pdf

地域リハビリテーション支援体制 活動指標チェックリスト

- ※ それぞれの質問に対して、該当する全ての項目の口にチェックを付けてください。
- ※ この活動指標には、より効果的に市区町村の介護予防事業の支援を実施するための地域リハ支援体制に最低限必要であると考えられる機能・役割をまとめてあります。
これらの機能・役割を地域リハ支援体制として設置されているどの機関が担当しているのかを検討・確認するためにご活用ください。
- ※ この活動指標は、都道府県の地域リハ支援体制に係わる主管課担当者もしくは都道府県リハビリテーション支援センター担当者が回答することを前提に作成しています。
- ※ 回答をご提供いただいた場合、その結果を取りまとめWEBサイトで公開をさせていただきます。

本件に関する問い合わせ先

千葉県千葉リハビリテーションセンター 地域リハ推進部

住所：千葉県千葉市誉田町 1-45-2

電話： 043-291-1831

●回答される方についてお答えください。

都道府県	
所属部署	
住所	〒
電話番号	
E-mail	(回答をご提供いただいた場合のこちらからの問い合わせのみに活用します。WEB サイトへの公開はいたしませんのでご安心ください)
氏名	(回答をご提供いただいた場合のこちらからの問い合わせのみに活用します。WEB サイトへの公開はいたしませんのでご安心ください)

I. 地域リハ支援体制の有無について

市区町村の介護予防事業等を支援する体制の一つとして、地域リハ支援体制が都道府県の第 9 期介護保険事業支援計画やその他の計画、連携指針等に記載されている（令和 5 年度末時点での地域リハ支援体制の有無は問わない）。

➤ 記載されている主な計画・連携指針名

()

これらをホームページ（以下、HP）等で市区町村担当者等が閲覧できる。

現在、都道府県が実施主体である地域リハ支援体制がある。

その体制は、市町村介護予防事業支援に活用されている。

※ 地域リハ支援体制が無い場合は、以下の内容は今後の体制立ち上げ時の参考にしてください。

※ また、計画等への記載や地域支援体制の有無も把握をできればと考えております。可能な限り以下の項目は空白のままで結構ですので、ご提出ください。

II. 地域リハ支援体制の構造について

地域リハ支援体制の方向性や機能・役割等を協議する会議体がある。

※ 多くの場合、地域リハ支援体制整備に関係する職能団体、保健所や市町村代表者などから構成されている。

※ 名称は、都道府県によって異なる。

※ 以下、この会議体を「**協議会**」と略する。

協議会の構成団体として、都道府県医師会が含まれている。

協議会の構成団体として、都道府県理学療法士会・作業療法士会・言語聴覚士会もしくはこれらの連合職能団体が含まれている。

協議内容は議事録が作成され、HP 等で市町村介護予防事業担当者等が閲覧することができる。

➤ 協議会の開催頻度

1回/月 1回/四半期 1回/半年 1回/年 不定期

地域リハ支援体制の推進のため都道府県全域を対象とした中核機関を都道府県が指定している。

※ 名称は都道府県によって、都道府県リハビリテーション支援センター、都道府県地域リハ支援センターなどと異なる。

※ 以下、この機関を「**リハ支援センター**」と略す。

2次保健医療圏域や保健所圏域など、市区町村単位より広域を活動範囲とする機関を都道府県が指定している。

※ 都道府県によって地域リハ広域支援センター、地域リハ支援センター、圏域地域リハ支援センター等、名称が異なる。

※ 以下「**広域支援センター**」と略す。

➤ 広域支援センターの担当範囲

2次保健医療圏域 保健所圏域 その他（ ）

地域リハ支援体制を推進するために、リハ支援センターや広域支援センターの活動に実働として協力してもらう機関がある。

※ 都道府県によって市区町村地域リハ支援センター、地域リハサポートセンター、地域リハパートナー、協力医療機関等、名称が異なる。

※ これらを指定するのは都道府県の場合や市町村の場合もある。

※ 以下「協力機関」と略す。

➤ 協力機関の活動範囲

都道府県全域

2次保健医療圏域

市区町村

市区町村内の一部

活動範囲に取り決めは無い

III. 地域リハ支援体制の方向性の検討について

地域リハ支援体制として2次保健医療圏域の関係機関との調整や地区医師会との調整、地域診断や地域ニーズの分析を担う機関が決められている。

➤ 具体的な機関

都道府県

協議会

リハ支援センター

広域支援センター

保健所や保健福祉事務所

協力機関

職能団体（

）

上述のような機関は決められていないが、地域リハ支援体制の中でこのような機能役割を有する機関と連携することが決められている。

➤ 具体的な連携先

保健所や保健福祉事務所

都道府県の主管課以外の担当

職能団体（

）

その他

➤ 具体的な連携手段

会議への参加

紙面等での情報交換

日常的な連絡

特に決められていない

その他（

）

協議会とは別に、都道府県主管課、リハ支援センター、広域支援センターが一同に
会し、地域リハ支援体制の方向性や各機関のあり方等を協議する機会がある。

- 主催者 都道府県主管課 リハ支援センター 広域支援センター
特に決められていない
- 開催頻度 1回/月 1回/四半期 1回/半年
1回/年 不定期

地域リハ支援体制として各市区町村の課題・ニーズの分析把握をするための機関を
決めている。

- 具体的な機関
都道府県 協議会 リハ支援センター 広域支援センター
保健所や保健福祉事務所 市区町村・保健センター
協力機関 職能団体（ ）

そのような機関は決められていないが、市区町村の課題・ニーズの分析把握を
している市区町村担当と共通認識を持つ機会がある。

- その役割を担う地域リハ支援体制側の機関
都道府県 協議会 リハ支援センター 広域支援センター
協力機関 職能団体（ ）
- 共通認識を持つための手段
会議への参加 紙面等での情報交換 日常的な連絡
特に決められていない その他

IV. 人材育成について

地域リハ支援体制として、市区町村の介護予防事業支援に協力するリハ専門職の育
成に関する内容や実施方法・実施機関等について、関係機関の間で合意形成ができ
ている。

- 合意形成ができていない機関
都道府県主管課 協議会 リハ支援センター 広域支援センター
協力機関 職能団体（ ）
- このことを HP 等で市区町村担当者が確認することができる。

□市区町村の介護予防事業に協力するリハ専門職の育成のための研修実施機関が決まっている。

➤ 実施機関

- 都道府県主管課 リハ支援センター 広域支援センター
職能団体（具体的に _____）
状況に応じて実施機関が変わる

□このことを HP 等で市区町村担当者が確認することができる。

V. 市区町村への人材派遣・事業協力について

□都道府県全体および2次保健医療圏域を単位として、市区町村の介護予防事業にリハ専門職が協力してもらえるための市区町村とリハ専門職の関係づくり（仕組みづくり）を進める機関が地域リハ支援体制として決まっている。

➤ 実施する機関

- 都道府県主管課 リハ支援センター 広域支援センター
職能団体（具体的に _____）

□このことについて、関係機関の間で合意形成ができています。

➤ 合意形成がある機関

- 都道府県主管課 協議会 リハ支援センター
広域支援センター 協力機関
職能団体（ _____ ）

➤ リハ専門職が協力している内容

- 事業を実施する人材派遣 事業計画立案や評価
市区町村担当者からの相談 その他

□リハ専門職の協力につながった市区町村数を把握している。

（ _____ ） / 都道府県市町村数（ _____ ）

□これらのことを HP 等で市区町村担当者が確認することができる。

市区町村の介護予防事業について、当該市区町村内でリハ専門職の人材確保等が難しい場合の人材確保に協力する相談窓口が地域リハ支援体制として決まっている。

➤ 協力する相談窓口の機関

都道府県主管課 リハ支援センター 広域支援センター

職能団体（具体的に _____ ）

このことを HP 等で市区町村担当者が確認することができる。

VI. 事業振り返り等について

2次保健医療圏域や全県を単位として、市区町村の介護予防事業支援に協力しているリハ専門職が情報交換や困りごとの相談等を行う機会を地域リハ支援体制として設定している。

➤ 実施する機関

都道府県主管課 リハ支援センター 広域支援センター

職能団体（具体的に _____ ）

➤ 開催頻度

1回/月 1回/四半期 1回/半年

1回/年 不定期 必要に応じて

市区町村が介護予防事業について困りごとが生じた場合の相談や解決に協力する機関が地域リハ支援体制として決められている。

➤ 担当している機関

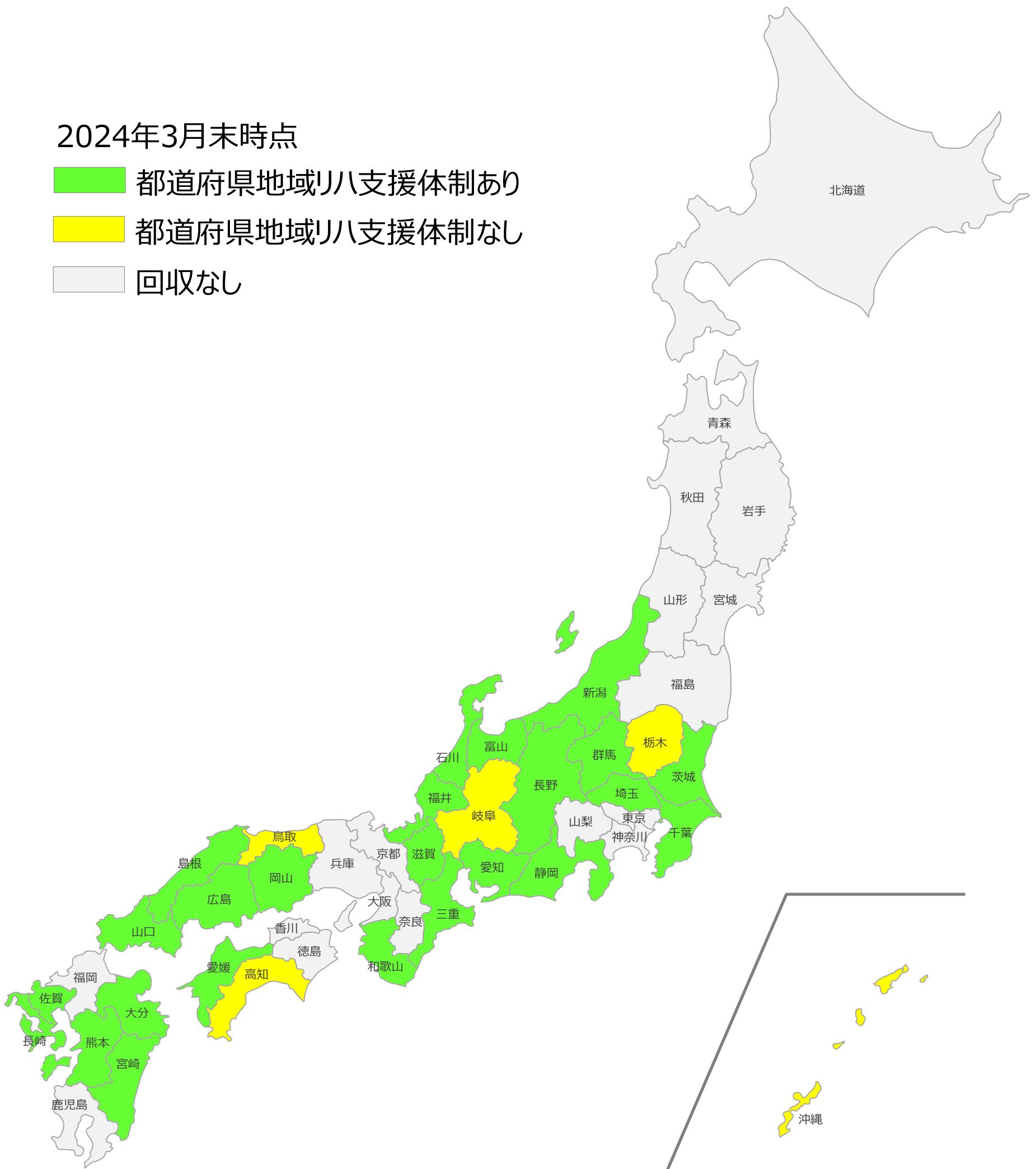
都道府県主管課 リハ支援センター 広域支援センター

協力機関 職能団体（ _____ ）

このことを HP 等で市区町村担当者が確認することができる。

2024年3月末時点

- 都道府県地域リハ支援体制あり
- 都道府県地域リハ支援体制なし
- 回収なし



ホームページ掲載資料 地域リハ支援体制がある都道府県一覧

更新日

都道府県番号

基本情報	
都道府県	
県	
回答部署	
	地域包括ケア推進課

I. 地域リハビリテーション支援体制（以下、地域リハ支援体制）の有無について	
Q1：市区町村の介護予防事業等を支援する体制の一つとして、地域リハ支援体制が都道府県の第9期介護保険事業支援計画やその他の計画、連携指針等に記載されている	
▶ 記載されている	
主な計画・連携指針の名称	第9期 県高齢者福祉計画
ホームページ等で市区町村担当者等が閲覧	閲覧できる
Q2：現在、都道府県が実施主体である地域リハ支援体制がある	
▶ 地域リハ支援体制がある	
市町村介護予防事業支援への活用有無	活用されている

ホームページ掲載資料

ホームページ公開情報例

Ⅱ. 地域リハ支援体制の構造について

Q3：地域リハ支援体制の方向性や機能・役割等を協議する会議体（以下、協議会）がある

▶ ある

協議会の構成団体として、都道府県医師会が含まれている

含まれている

協議会の構成団体として、都道府県理学療法士会・作業療法士会・言語聴覚士会もしくはこれらの連合職能団体が含まれている

含まれている

協議内容は議事録が作成され、ホームページ等で市町村介護予防事業担当者等が閲覧することができる

できない

協議会の開催頻度

1回／年

Q4：地域リハ支援体制の推進のため都道府県全域を対象とした中核機関を都道府県が指定している。

※都道府県により都道府県リハ支援センター、都道府県地域リハ支援センターなど名称が異なる。以下、リハ支援センターと略す

▶ 指定している

Q5：2次保健医療圏域や保健所圏域など、市区町村単位より広域を活動範囲とする機関を都道府県が指定している。

※都道府県により地域リハ広域支援センター、地域リハ支援センター、圏域地域リハ支援センターなど名称が異なる。以下、広域支援センターと略す

▶ 指定している

広域支援センターの担当範囲

2次保健医療圏域

Q6：地域リハ支援体制を推進するために、リハ支援センターや広域支援センターの活動に実働として協力してもらう機関がある。

※都道府県により市区町村地域リハ支援センター、地域リハサポートセンター、地域リハパートナー、協力医療機関など名称が異なる。以下、協力機関と略す

▶ ある

協力機関の活動範囲

市区町村

Ⅲ. 地域リハビリテーション支援体制の方向性の検討について

Q7：地域リハ支援体制として2次保健医療圏域の関係機関との調整や地区医師会との調整、地域診断や地域ニーズの分析を担う機関が決められている

- ▶ 決められてない

地域診断やニーズ分析を担う機関

—

Q8：Q7のような機関は決められていないが、地域リハ支援体制の中でこのような機能役割を有する機関と連携することが決められている

- ▶ 決められている

具体的な連携先

保健所や保健福祉事務所,

具体的な連携手段

会議への参加, 日常的な連絡

Q9：協議会とは別に、都道府県主管課、リハ支援センター、広域支援センターが一同に会し、地域リハ支援体制の方向性や各機関のあり方等を協議する機会がある

- ▶ ある

その機会の主催機関

リハ支援センター

開催頻度

1回／半年

Q10：地域リハ支援体制として各市区町村の課題・ニーズの分析把握をするための機関を決めている

- ▶ 決まっていない

決まっている機関

—

Q11：Q10のような機関は決められていないが、市区町村の課題・ニーズの分析把握をしている市区町村担当と共通認識を持つ機会がある

- ▶ ない

その役割を担う地域リハ支援体制側の機関

—

共通認識を持つための手段

—

IV. 人材育成について

Q12：地域リハ支援体制として、市区町村の介護予防事業支援に協力するリハ専門職の育成に関する内容や実施方法・実施機関等について、関係機関の間で合意形成ができています

▶ できていない

合意形成ができています機関

-

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができます

-

Q13：市区町村の介護予防事業に協力するリハ専門職の育成のための研修実施機関が決まっています。

▶ 決まっています

実施する機関

-

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができます

-

V. 市区町村への人材派遣・事業協力について

Q14：都道府県全体および2次保健医療圏域を単位として、市区町村の介護予防事業にリハ専門職が協力してもらえるための市区町村とリハ専門職の関係づくり（仕組みづくり）を進める機関が地域リハ支援体制として決まっている

▶ 決まっている

実施する機関	広域支援センター
関係機関の間で合意形成が出来る	出来る
合意形成が出来る機関	都道府県主管課，協議会，リハ支援センター，広域支援センター，協力機関
リハ専門職が協力している内容	事業を実施する人材派遣，市区町村担当者からの相談
リハ専門職の協力につながった市区町村数（把握している範囲で）	—
ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	できる
Q15：市区町村の介護予防事業について、当該市区町村内でリハ専門職の人材確保等が難しい場合の人材確保に協力する相談窓口が地域リハ支援体制として決まっている	
▶ 決まっていない	
協力する相談窓口の機関	—
ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	—

VI. 事業振り返りに等について

Q16：2次保健医療圏域や全県を単位として、市区町村の介護予防事業支援に協力しているリハ専門職が情報交換や困りごとの相談等を行う機会を地域リハ支援体制として設定している

- ▶ 設定している

実施する機関	リハ支援センター
--------	----------

開催頻度	1回／半年
------	-------

Q17：市区町村が介護予防事業について困りごとが生じた場合の相談や解決に協力する機関が地域リハ支援体制として決められている

- ▶ 決められている

担当する機関	広域支援センター
--------	----------

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	確認できる
----------------------------	-------